

正誤表

2025年6月9日

2025年目標 TAC建築士講座

級	二級
講義	学科
科目	法規
教材	わかって合格る二級建築士 問題集

日付	頁	内容
6/9	問題集 P249 問題036 肢④ 同解説④	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px 5px;"> <small>問題集</small> 問題 036 </div> <div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px 5px;"> A <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> </div> <div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px 5px;"> 雑則等 </div> <div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px 5px;"> <small>建築手続き</small> R1-20 </div> </div> <p>次の記述のうち、建築基準法上、正しいものはどれか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 延べ面積250㎡の物品販売業を営む店舗を患者の収容施設がある診療所に用途を変更する場合においては、確認済証の交付を受ける必要はない。 ② 高さ2.2mの擁壁を築造する場合においては、建築基準法第20条の規定は準用されない。 ③ 工事を施工するために現場に設ける事務所を建築しようとする場合においては、確認済証の交付を受ける必要がある。 ④ 木造2階建て、延べ面積150㎡、高さ7mの既存の一戸建て住宅に、増築を行わずにエレベーターを設ける場合においては、確認済証の交付を受ける必要はない。 ⑤ 特定行政庁は、国際的な規模の会議の用に供することにより1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においても、1年を超える期間を定めてその建築を許可することはできない。 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px 5px;"> 解説 </div> <div style="font-size: small;">→テキスト 第2編 2-1</div> </div> <ol style="list-style-type: none"> ① X 用途を変更して200m超の特殊建築物とする場合、類似の用途間の変更を除き、確認済証の交付を受ける必要がある（法87条1項）。 ② X 高さが2mを超える擁壁は「政令で指定する工作物」に該当し、法20条（構造耐力）の規定が準用される（法88条1項、令138条1項五号）。 ③ X 現場事務所、下小屋、材料置場等の仮設建築物については、法6条の規定が適用されないで、確認済証の交付は要しない（法85条2項） ④ O 「政令で指定する建築設備」を「法6条1項一号から三号までの建築物」に設ける場合には、法6条（確認済証の交付）の規定が準用されるが、設問の一戸建て住宅は該当しない（法87条の4） 又は二号の 令146条、告示1148号 ⑤ X 「国際的な規模の会議又は競技会」の用に供し1年を超えて使用する仮設興行場等については、安全上支障がなく公益上やむを得ないと認める場合には、期間を定めて建築を許可できる（法85条6項、7項）。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 正解 4 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>2025年2月にご案内しました【「脱炭素大改正」による変更箇所】におきまして、次ページのように変更を案内しましたが、改めて上記のように修正をお願いいたします。</p> </div>

以上のとおり、訂正をお願いいたします。

日付	頁	内容
	<p>問題集 P249 問題036 肢④ 解説④</p>	<p>※2025年2月時点での修正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px 5px;">A</div> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px 5px;">問題 036</div> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px 5px;">雑則等</div> </div> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px 5px;">建築手続き R1-20</div> </div> <p>次の記述のうち、建築基準法上、正しいものはどれか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 延べ面積250㎡の物品販売業を営む店舗を患者の収容施設がある診療所に用途を変更する場合においては、確認済証の交付を受ける必要はない。 ② 高さ2.2mの擁壁を築造する場合においては、建築基準法第20条の規定は準用されない。 ③ 工事を施工するために現場に設ける事務所を建築しようとする場合においては、確認済証の交付を受ける必要がある。 ④ 木造2階建て、延べ面積150㎡、高さ7mの既存の一戸建て住宅に、増築を行わずにエレベーターを設ける場合においては、確認済証の交付を受ける必要はない。 必要がある。 ⑤ 特定行政庁は、国際的な規模の会議の用に供することにより1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においても、1年を超える期間を定めてその建築を許可することはできない。 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px 5px;">解説</div> <div style="font-size: 0.8em;">→テキスト</div> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px 5px;">第2編</div> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px 5px;">2-1</div> </div> <ol style="list-style-type: none"> ① × 用途を変更して200㎡超の特殊建築物とする場合、類似の用途間の変更を除き、確認済証の交付を受ける必要がある（法87条1項）。 ② × 高さが2mを超える擁壁は「政令で指定する工作物」に該当し、法20条（構造耐力）の規定が準用される（法88条1項、令138条1項五号）。 ③ × 現場事務所、下小屋、材料置場等の仮設建築物については、法6条の規定が適用されないので、確認済証の交付は要しない（法85条2項）。 ④ ○ 「政令で指定する建築設備」を「法6条1項一号から二号までの建築物」に設ける場合には、法6条（確認済証の交付）の規定が準用されるが、設問の一戸建て住宅は該当しない（法87条の4）。 ⑤ × 「国際的な規模の会議又は競技会」の用に供し1年を超えて使用する仮設興行場等については、安全上等支障がなく公益上やむを得ないと認める場合には、期間を定めて建築を許可できる（法85条6項、7項）。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px 5px;">正解 4</div> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※2月時点の修正内容からの修正点は以下となります。</p> <p>④の問題 「必要がある」を「必要はない」に修正。</p> <p>④の解説 「規定が準用される」を「規定が準用されるが、設問の一戸建て住宅は該当しない」に修正。</p> <p style="text-align: center;">参照の条文に令146条、告示1148号を追記。</p> </div>